

## 新城市公共施設広告掲出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、民間事業者等の営利を目的とする広告（以下「広告」という。）の本庁舎、各総合支所庁舎その他の市が管理する施設（以下「公共施設」という。）の壁面等への掲出（以下「広告掲出」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の募集)

第2条 市長は、公共施設の設置目的、市の事務への影響、利用人数、宣伝効果等を考慮し、適当と認めるときは、自己の商品等の広告をしようとする民間事業者等又は広告代理店に対し、広告掲出を募集することができる。

2 前項の規定による募集の方法、掲出期間、予定価格、選定方法等については、市長が別に定める。

(民間事業者等又は広告代理店の要件)

第3条 自己の商品等の広告をしようとする民間事業者等又は広告代理店は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出をすることができない。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 新城市暴力団排除条例（平成23年新城市条例第1号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (3) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営の能力を有さない者
- (4) 広告代理店にあつては、壁面広告の作成、設置等の業務について、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人で実績がない者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札に参加することができない者
- (6) 過去1年間に本市との契約条件に違反し、または違反行為に関与したことがある者
- (7) その他広告掲出をすることが適当でないと市長が認める者

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、新城市広告掲出基準に定めるとおりとする。

(広告掲出の決定)

第5条 市長は、第2条の規定による募集に対し、広告掲出の応募があったときは、これを審査し、広告掲出の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告掲出の可否を決定したときは、速やかにその結果を応募した者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により、自己の商品等の広告をしようとする民間事業者等又は広告代理店が決定したときは、市長と広告掲出について契約を締結する。

(行政財産目的外使用許可)

第6条 前条第1項の規定により決定した自己の商品等の広告をしようとする民間事業者等又は広告代理店は、公共施設への広告掲出に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

2 市長は、前条第3項の規定により締結する契約の遵守を、前項の許可の条件として付さなければならない。

(広告掲出の決定又は行政財産目的外使用許可の決定の取消し)

第7条 市長は、自己の商品等の広告をしようとする民間事業者等又は広告代理店が、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出の決定又は契約及び行政財産目的外使用許可の決定の取消しをすることができる。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産目的外使用許可の申請をしなかったとき

(2) 設置条件や申込資格を満たしていないことが判明した場合、又は満たさなくなったとき

(3) 市が許可した物件を公用若しくは公共用に供するため必要があるとき

(4) 許可の条件に違反する行為があったと認めるとき

(5) 市長が指定する期日までに、広告掲出料及び行政財産目的外使用料の納付がないとき

(6) 前各号に規定するもののほか、広告掲出が適切でないと市長が認めるとき

(広告代理店による広告主及び広告の内容の通知)

第8条 第6条第1項の規定により許可を受けた広告代理店は、当該広告代理店との契約により広告を掲出する民間事業者等（以下「広告主」という。）及び広告の内容を市長に通知し、その確認を受けなければならない。

(広告主の要件)

第9条 広告代理店は、次の各号のいずれかに該当する民間事業者等を広告主にする  
ことができない。

(1) 新城市暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員若しく  
は暴力団と密接な関係を有する者

(2) その他広告掲出をすることが適当でないと市長が認める者

(広告掲出料等)

第10条 第6条第1項の規定により許可を受けた者（以下「広告掲出者」という。）  
は、市長が指定する期日までに、広告掲出料及び行政財産目的外使用料を前納しな  
ければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(広告の内容の変更)

第11条 広告掲出者は、広告の内容を随時変更することができる。

2 広告掲出者（自己の商品等の広告をしようとする民間事業者等に限る。）は、広告  
の内容を変更しようとするときは、広告の内容の変更の許可を受けなければならない。  
い。

3 第8条の規定は、第6条第1項の規定により許可を受けた広告代理店が広告主又  
は広告の内容を変更する場合について準用する。

(広告掲出作業)

第12条 広告掲出者は、市の通常の業務の妨げとならないよう広告掲出作業を行わ  
なければならない。

2 設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で、壁に穴をあけないものとし、  
建物を傷付けないよう取り付けるものとする。

(広告の維持管理)

第13条 広告掲出者は、次に掲げる事項を遵守し、掲出する広告を適切に管理しな  
なければならない。

(1) フレームの落下等の危険がないよう安全に設置し、破損、汚損等又は広告の変  
更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

(2) その他広告の維持管理について市の指示に従うこと。

(原状回復)

第14条 広告掲出者は、許可期間が終了したとき又は許可が取り消された場合は、

速やかに原状回復をしなければならない。なお、原状回復に際し、市に責任がある場合を除き、広告掲出者は一切の補償を本市に請求することはできないこととする。

(広告掲出料等の還付)

第15条 広告掲出者の責めに帰さない事由により、契約又は許可を取り消したときは、納付した広告掲出料及び行政財産目的外使用料の全部又は一部を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲出料及び行政財産目的外使用料は、広告掲出料及び行政財産目的外使用料を許可期間の月数で除して得た額に許可期間のうち掲出を取り消した月の翌月以降の月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 第1項の規定により広告掲出料及び行政財産目的外使用料の還付を受けようとする者は、市長に請求するものとする。

4 第1項の規定により還付する広告掲出料及び行政財産目的外使用料には利子を付さない。

(広告掲出者の責務)

第16条 広告掲出者又は広告主は、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告掲出者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償責任)

第17条 広告掲出者は、広告掲出の瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により施設をき損し、若しくは破損し、又は来庁者、利用者等に損害を与えたときは、誠意をもって損害賠償にあたらなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月23日から施行する。